



「ファースト・レスポンス」  
犯罪発生直後における被害者への対応  
(2001年版)

Office for Victims of Crime

**OVC**

犯罪被害者に対する公正な措置を推進





米国司法省司法プログラム課  
810 Seventh Street NW, Washington, DC 20531

ジョン・アッシュクロフト  
司法長官

デボラ D. ダニエルズ  
司法長官補佐

ジョン W. ギリス  
犯罪被害者局 (OVC) 局長

---

司法プログラム課ホームページ  
[www.ojp.usdoj.gov](http://www.ojp.usdoj.gov)

---

犯罪被害者局 (OVC) ホームページ  
[www.ojp.usdoj.gov/ovc](http://www.ojp.usdoj.gov/ovc)

---

助成金の問い合わせ  
米国司法省レスポンス・センター  
1-800-421-6770 (米国内フリーダイヤル)

---

OVC 資料センター  
1-800-627-6872  
1-877-712-9279 (TTY=テレタイプライター)  
OVC 資料センター、ホームページ  
[www.ncjrs.org](http://www.ncjrs.org)

このハンドブックは、米国司法省司法プログラム課犯罪被害者局 (OVC) の助成金の交付 (助成金交付番号 97-VF-GX-0002) を受け、全米保安官協会により作成されました。本書に記載されている意見、所見および結論は著者に帰属し、米国司法省の公式見解および方針を必ずしも反映するものではありません。

犯罪被害者局 (OVC) は司法プログラム課の一部です。司法プログラム課は、その他司法援助局、司法統計局、国立司法研究所、少年司法・非行防止局を擁しています。

本出版物はあくまで参考のために作成されており、法的助言または援助を意図していません。内容については正確を期すよう最大の努力を払っておりますが、保証はいたしかねますことをご了承ください。

## 犯罪発生直後における被害者への対応

犯罪被害者への対応と支援に関する警察関係者向けハンドブック

被害者が高齢の場合  
性犯罪の被害者  
被害者が子供の場合  
ドメスティック・バイオレンス (DV) の被害者  
飲酒運転の被害者  
殺人被害者の遺族



Office for Victims of Crime  
**OVC**  
"Putting Victims First"

**Office for Victims of Crime**

**OVC**

犯罪被害者に対する公正な措置を推進

2001年12月改訂

---

## 局長ごあいさつ

このハンドブックは、警察機関による犯罪発生直後の被害者ニーズの正確な把握と対応を目的に作成され、特に警察関係者と被害者が最初に接触した時に生じる課題について触れています。事件発生直後の警察による対応は、被害者が直後の危機にいかに対処し、犯罪から立ち直っていくかを大きく左右します。また、その後の捜査と検察への被害者の協力にも影響を及ぼします。さらに、警察との係わりが肯定的な経験であった場合、被害者は後の事件でも警察に通報する可能性が高くなります。つまり、適切な犯罪発生直後の対応策は、法執行の有効性を高めるためにも非常に重要といえましょう。

犯罪と犯罪現場の状況により、最初に駆けつけた警察官の被害者と被害者のニーズへの対応も異なってきます。犯罪とその現場は様々で、警察関係者は状況に応じてどの職務履行を最優先するか判断しなければなりません。例えば犯罪が進行中であつたり、犯罪の証拠収集が一刻を争う場合は、すぐに被害者に対応することができないこともあります。最優先事項に対処した後で、警察関係者は被害者とそのニーズに応えるべく努力します。ここで被害者への対応と法執行業務の説明、さらには被害者と共に事件に取り組む姿勢が非常に重要になります。

このハンドブックだけでは最初に対応する警察官と被害者との係わり合いに影響を及ぼす全要因をカバーすることは不可能です。ここでは、文化的背景、知的水準、経済状態、法執行に対する考え方等の犯罪被害の類型および被害者の特徴には触れていません。被害者の抱える問題やニーズが警察と被害者の犯罪発生直後の経験に及ぼす影響については、警察学校や講習会で学ぶ機会が提供されています。

このハンドブックでは、1) 高齢の被害者、2) 性犯罪の被害者、3) 子供の被害者、4) ドメスティック・バイオレンス (DV) の被害者、5) 飲酒運転の被害者、6) 殺人被害者の遺族への対応のガイドラインを述べています。警察関係者がこのハンドブックを再学習の機会とし、被害者への見解、意識と思いやりを思い出していただけたら幸いです。また、このハンドブックは研修、点呼、または再認定プログラムのような場において再学習を行うのに最適です。巻末には全米の被害者支援団体のホットラインやフリーダイヤル一覧を掲載しています。被害者が犯罪から立ち直るための支援の一環としてご活用ください。被害者の一層の便宜を図るため、法執行機関との電話連絡を担当するディスパッチャーの手許にもこのハンドブックをご配布ください。この連絡先は、法執行機関と被害者両者にとり大変有益なものと信じます。被害者対応マニュアルをお持ちでない法執行機関がありましたら、是非このハンドブックを対策のモデルとしてお役立てください。

## 犯罪発生直後における被害者への対応（2001年版）

---

このハンドブックが強調していることは、どの被害者にも誠意と尊敬と公正を持って接さねばならないということです。被害者と法執行機関が協力して事件に取り組むことにより、刑事司法システムはより一層有効に機能することになりましょう。

犯罪被害者局（OVC）局長  
ジョン W. ギリス

---

## 謝辞

犯罪被害者局（OVC）は、全米保安官協会（National Sheriffs' Association=NSA）および本書の著者であるティモシーO. ウッズ（法学博士号、修士号）NSA 研究開発部長に謝意を表します。本書の編集に当たりご尽力下さったジョージワシントン大学のキャンデイス・マシューズ助教授に、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

---

## 目次

I.	犯罪被害者への基本アプローチ.....	1
II.	被害者が高齢の場合.....	5
III.	性犯罪の被害者.....	7
IV.	被害者が子供の場合.....	9
V.	ドメスティック・バイオレンス (DV) の被害者.....	12
VI.	飲酒運転の被害者.....	14
VII.	殺人被害者の遺族.....	16
VIII.	全米の被害者ホットライン.....	18
IX.	被害者サービス提供組織.....	21

## I. 犯罪被害者への基本アプローチ

### 背景

被害者が遭遇した犯罪にどのように対処していくかは、犯罪直後の経験により大きく左右されます。警察を始め法執行関係者は、通常被害者に最初に接触する立場にありますが、その意味でも被害者が犯罪直後の精神的ショックから立ち直り、身の安全感を回復し、自分の生活を取り戻すための手助けができるというきわめて重要な役割を担っています。

犯罪の起こった状況と犯罪現場により、最初に駆けつけた警察関係者は様々な形で被害者および被害者のニーズに対応する必要に迫られます。それぞれ特有の犯罪および犯罪現場を認知した上で、各状況に応じて優先すべき任務の遂行が求められます。

医師の診察の必要性、事実および状況の把握、関係者への連絡、被疑者に関する情報収集など警察関係者には様々な職務があります。ここで警察にとって被疑者の逮捕が最重要事項であることは言うまでもありません。被疑者の逮捕は現被害者に安堵をもたらすだけでなく、犯罪の再発防止にもつながります。

状況により被害者への最初の接触を遅らせる必要が生じることもあります。例えば犯罪が進行中であつたり、犯罪の証拠収集が一刻を争う場合は、すぐに被害者に対応することができないこともあります。しかし、急を要する任務が一段落した後で、被害者とそのニーズに立ち戻ってください。この時点で警察が被害者に適切に対応し、法執行関係者としての任務の説明を行い、被害者と共に解決に向けて動くことが非常に重要なのです。

被害者への適切な配慮により、警察は被害者より信頼を勝ち得て、安心して協力を仰ぐことができます。被害者が犯罪の詳細な情報を警察官、捜査員、検察官に提供することにより、捜査もスムーズに進み、早期検挙につながります。警察は被害者のためにできる限りの支援を提供することになりますが、被害者にはその義務はないことを念頭に置いてください。

犯罪発生直後に被害者は、1) 安心感の確保、2) 感情が表現できる機会、3) 以後の立場と取り扱いについての知識を求めています。このハンドブックでは上記のニーズにどのように対応できるかをカバーしています。

## 被害者のニーズへの対応

### 被害者は安心感を求めている

多くの場合、被害者は犯罪直後に無力感や不安、脅威を感じています。最初に駆けつけた警察がどのように被害者の不安を和らげることができるか、以下を参照してください。

- 自己紹介し、氏名と役職を告げる。役割と目的を簡単に述べる。
- 言葉を選び、姿勢、態度や口調に気をつけ、被害者の安心感を高めていく。「大丈夫。もう安全ですよ」、「私が駆けつけましたから、ご安心下さい」等の言葉で被害者を励ます。ボディランゲージを活用して、被害者への気遣いを明確にする。うなずいたり、自然な形で視線を合わせ、着席している被害者に対しては立って話し掛けるのではなく同じ高さの目線になるようにし、腕組みをせずオープン・スタンスを心がけ、静かな落ち着いた声で話すなどが、その例である。
- 何が起こったのか簡単に説明するように被害者に求める。負傷していないか訊ね、医師の診察が必要であれば優先する。
- 被害者に代わって家族、友人、危機介入カウンセラーに連絡して欲しいか訊ねる。
- 事情聴取においてはプライバシーを厳守することを明確にし、被害者が安全と感じる場所にて行う。
- 被害者が自ら決断でき、自分自身を取り戻せるような簡単な質問をする。例えば、「何か飲みたいですか」、「中で少しお話をうかがってもよろしいですか」、「ジョーンズさんとお呼びしてよろしいでしょうか」など。
- 被害者の陳述については秘密保持義務があることを機会あるごとに伝える。
- 特に気にかかっていることや必要と感じていることがあるかを訊ねる。
- 被害者と別れる前に「セーフティネット（安全網）」を整える。被害者の関係者、専門家に連絡を取り支援を確保する。支援や情報を提供する関連団体が記載されたパンフレットを必要に応じて被害者に手渡す。このパンフレットには、地域の危機介入センターやサポートグループ、検察庁や被害者・証人援助局、さらには州の被害者補償・援助局、全国ネットの支援団体の連絡先、およびフリーダイヤルのホットライン等が記載されていなければならない。

- 被害者に自分の氏名と連絡先を書いて渡し、質問や何か手助けが必要であればいつでも連絡するよう伝える。

### 被害者は感情を表現する必要がある

被害者は犯罪発生直後の精神的ショックの後に、自分の感情を吐露し聞いてもらう必要があります。被害者は自分の持つ感情を誰かに受け止めてもらい、話を公平中正な立場の人間に聞いてもらう必要があります。被害者には恐怖感に加えて、自分を責める気持ち、怒り、恥、悲しみ、否認などの感情を抱えていることが多く、大概が「こんなことが自分の身に起こるなんて」と考えています。感情的苦痛は、笑い出すなど一風変わった形で表れることもあります。突然自分の身に降りかかった脅威に対し、怒りを感じることも多いのです。この怒りは時として被害者の支援者に向けられる場合もあり、例えば、警察関係者が現場に到着するのが遅かったと怒りを爆発させたりします。このような被害者の感情を表わす必要性への対処については、以下のガイドラインを参照してください。

- 被害者の感情の表現を中断しない。
- 被害者の態度、表情、口調、態度、視線の合わせ方、うわべの様子等のボディランゲージに注意し、被害者の気持ちや話の内容を把握する。
- 犯罪に対する感情的な反応は自然なものであることを伝える。「とても怖い目に遭われたわけですね。お気の毒です」、「抱いてらっしゃる感情はごく自然なものです」、「ひどい犯罪です。被害に遭われて本当にお気の毒です」など、被害者に対していたわりの気持ちを表わす。
- 被害者が自己を責める気持ちを、「あなたは何も悪いことをしていないのですよ。あなたのおせいではありません」などの言葉で和らげる。
- 話をする際には被害者がひとりの人格であることを忘れず、単に報告書を書くようなぞんざいな態度を慎む。椅子に座り、帽子を取り、手帳をまず脇において、被害者の気持ちを訊ね、話を聞くようにする。
- 被害者に「お話をすべて聞かせてください。あなたが重要と思われないことも含め、覚えていることは全てお話をください」と伝える。
- オープンエンドの質問をし、「はい・いいえ」で答えられる質問を避ける。「何が起こったのかお話をください」、「他に何かありますか」などの質問がふさわしい。
- 真剣に被害者の話に関心入っていることを、表情やボディランゲージなどを通じて伝える。

また、「ゆっくり時間を取って頂いても全く構いませんよ」、「ちょっと休みましょうか。時間は十分ありますから」などのメッセージも有効である。

- 被害者が話をしている時は遮らない。
- 被害者の言ったと思われることを繰り返すか、言い方を換えて訊ねる。例えば、「そうですね。お話くださったことを私が正しく理解しているかどうか確認させてください。」、「つまり、こういうことですか...」、「おっしゃったことは、...ですか」等の言い回しを活用する。

#### 被害後に「次には何が起こるのだろう」という被害者の疑問と不安に対応する

被害者は往々にして捜査過程や法手続上における自分の役割について気遣うものです。また、報道機関の注目を浴びることを恐れ、健康・障害保険や損害賠償の支払について不安を感じています。今後何がどのような過程で起こるかという説明は、被害者の不安を取り除く手助けとなります。また、今後自分の生活に起こるストレスの多い出来事や変化に対してある程度の心構えができます。次のガイドラインを参照してください。

- 報告書作成、犯罪捜査、被疑者の逮捕・罪状認否等の法執行手続について簡単な説明を行う。
- 今後の捜査における警察その他の関連組織による事情聴取について説明する。
- 被害者に求められる一般的な法医学検査と捜査における検査の重要性について触れる。
- 犯罪報告書のどの情報が報道機関に公開されるのか説明し、メディアが公開情報を報道する可能性を話し合う。
- 犯罪被害者が集中力を欠くようになり、記憶力が低下し、鬱状態に陥ったり、体調を崩すのは自然な反応であることを強調する。一日も早く回復するよう日常生活パターンを取り戻すよう励ます。
- 支援や情報を提供する関連団体が記載されたパンフレットを被害者に手渡す。このパンフレットには、地域の危機介入センターやサポートグループ、検察庁や被害者・証人援助局、さらには州の被害者補償・援助局、全国ネットの支援団体の連絡先、およびフリーダイヤルのホットライン等が記載されていなければならない。
- 被害者に質問があるか訊ねる。役に立てることがあればいつでも連絡するように念を押す。

## II. 被害者が高齢の場合

### 背景

高齢者が犯罪の被害にあった場合、他の年齢層よりも大きなダメージを身体的、精神的、経済的に受けることとなります。重症を負って入院を必要とする割合は他の年齢層の2倍にもなります。また高齢者は負傷後の身体的・精神的回復も遅いので、犯罪で受けたダメージから完全に回復できないことが多いのです。さらに、経済的困難からダメージがますます悪化することもしばしばです。高齢者は低所得であったり年金等の固定収入に頼っていることが多いので、犯罪発生直後に助けとなるサービスや製品を求める金銭的余裕がなかったりします。

高齢者が犯罪を最も恐れる理由はもっともです。また、被害に遭った後の心配も尽きません。まず、高齢者は自分が警察関係者の期待に応えることができず、自分が無能力に思われるのではないかと心配します。また、家族が犯罪に遭ったことを知ったことにより被害者の無能力を疑うことを恐れ、犯罪の通報による犯罪者の仕返しを憂慮します。さらに、自分には犯罪に巻き込まれるような隙があったという気持ちが自らを苛みます。最初に駆けつけた警察関係者として、高齢の被害者が尊厳を保ち、自信を取り戻す支援をしてください。

### 高齢の被害者への対応

- 被害者が疲労していないか、気分が悪くないか注意する。
- 事情聴取する前に被害者に考えをまとめてもらう。
- 言っていることを理解してもらっているか確認する。耳が聞こえにくい、目が見えにくいかなど注意する必要があるが、最初からそのような障害を想定しないこと。眼鏡や補聴器が必要か訊ねる。
- こちらから家族に連絡して欲しいか訊ねる。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）や遺棄のあとが見られないか注意する。高齢者の一割が家族により虐待を受けているという報告がある。
- 事情聴取の際、被害者が話をしっかりと聞き取り、理解できるよう時間を取る。
- 質問はひとつづつ行い、回答を得てから次の質問に移る。被害者の話を中断しない。

- キーワードを繰り返す。理解してもらっていることを確かめるため、オープンエンドの質問をする。
- 余計なプレッシャーをかけず、忍耐強く事情聴取を進める。休みを頻繁に取る。
- 被害者の尊厳を守り、被害者の前で何かを決定する際には被害者にも参加してもらう。
- 聴覚が不自由な被害者の場合、騒音があり注意が散漫になるような環境を避け以下を実行する。
  - 目と口が被害者にはっきり見えるよう対面する。
  - 立っても座っても被害者との距離を約3～6フィート（0.91～1.82メートル）に保つ。
  - 被害者が注意を向け、視線が合ってから話し出す。
  - 被害者の耳に直接話し掛けない。
  - 通常よりゆっくりはっきりと話す。質問と指示は簡潔に。一言一言区切るような大げさな話し方はしないこと。
  - 必要に応じてやや大きめの声で話す（どなるのではなく）。通常の間調と比べ、補聴器では極端に大きな声は送達されにくい。
  - 頻繁に質問と指示を繰り返し、言い回しを変えることができるようにする。
- 被害者が書類等を読む必要がある場合、照明を明るくする。読みやすいように書類が大きな活字で太く書かれているか確認する。
- 被害者が後で参照できるよう、話し合った重要な点をまとめた情報を渡す。
- 高齢の被害者の記憶はすぐに戻ってこないことがしばしばである。無理に事件の詳細を思い出させることをせず、思い出したらいつでも連絡するよう伝える。
- 高齢の被害者とその家族、専門家との会話や係わりの中で、まず被害者が自分自身を取り戻し、尊厳を保つことができるように力を尽くす。

### III. 性犯罪の被害者

#### 背景

性犯罪は被害者にとって最も身体的、精神的ダメージの大きい犯罪のひとつです。被害者にとって受けた被害について話すことは大変な困難を伴いますが、性犯罪においてはひととき苦痛となります。これは性について話すことは通常でも困難を感じる人が多いからですが、なによりも身体的に危害を加えられたことによるショックに加えて、また危害を加えられるのではないか、殺されるのではないかという恐怖があるからです。

性犯罪事件における警察機関の重要な職務には、1) 被害者の保護、事情聴取および支援、2) 犯罪捜査および加害者の逮捕、3) 加害者起訴にあたっての証拠の収集と保管が挙げられます。

性犯罪の捜査と起訴においては被害者が唯一の証人であることが多いため、他の事件よりも被害者の重要性が高くなります。しかし、残念なことに被害者は加害者の報復を恐れて捜査への協力に消極的なことが多いのです。

性犯罪の被害者に植え付けられた複雑で深い心の傷は、その犯罪に遭遇してしまった人間にしか理解できないものです。しかし、最初に駆けつけた警察関係者の対処の仕方により、被害者が回復に向けての第一歩を踏み出せるか、または長い間精神的苦痛と不安を抱いて生きることになるかが大きく左右されることになるのです。

#### 性犯罪の被害者への対応策

- 被害者のあらゆる感情的な反応を予期しておく。無条件な支援の態度を維持し、被害者が泣いたり、怒りをぶついたり、叫んだりするような激しい感情を表わせるようにする。
- 被害者が落ち着いて平静を保っているように見えても、性犯罪が行われなかったということではない。被害者は単にショック状態にいる可能性がある。性犯罪における虚偽の告発の割合は、他の暴力を伴った犯罪と同様 2% と大変低い。
- 平静をもって被害者に接する。怒りを表わしても、いたずらに被害者の傷を深めることにもなりかねない。
- こちらから家族や友人に連絡して欲しいか訊ねる。
- 性犯罪専門のカウンセラーに連絡できる旨を伝える。カウンセラーが男女どちらの性別がいいか確認する。さらに、警察関係者がどちらの性別の方が話し易いか訊ねる。

- 度を越えて保護しているような態度を控える。
- 被害者が自分自身認めることが困難な事件の詳細を一刻も早く忘れたいと思い、また実際忘れてしまうのはしごく当然のことである。
- 医師の診察（特に身体内部の傷害の確認）を勧める。検査の結果は、逮捕・起訴への証拠提供につながるが、被害者にとっては事件で身体を辱められた上に医療関係者の前で検査をされることに屈辱や極度の羞恥心を感じるが多い。法廷上の手続きでどのような検査が行われ、それがいかに重要であるかを説明する。
- 被害者・患者が病院を訪れる旨を病院側に伝え、待合室としての個室を用意してもらう。病院まで付き添う。危機介入カウンセラーがいない場合、被害者の検査が終わるまで待ち、病院から被害者の目的地まで付き添う。
- 被害者の個人的な不安や恐れ、対人関係に及ぼす影響について考慮する。犯罪による妊娠やエイズ等の性感染症への感染の可能性、また配偶者、交際相手や両親の反応等、被害者にとって不安は尽きない。また報道機関が被害者とその事件を公表するのではないかと憂慮し、近隣者や職場仲間の反応や批判にも大変敏感になっている。
- 事情聴取では、特に心配りを怠らないようにする。被害者が事件の詳細を語る関係者の人数を最小限に抑える。できれば、最初の事情聴取と以後の捜査を担当するのは同一警察官ひとりであることが望ましい。
- 被害者の質問に答え、必要な支援を提供する。
- 被害者にカウンセリングを受けるように勧める。今まで取り扱った犯罪における被害者の多くがカウンセリングを受けることによって不安が軽減されたことを説明する。犯罪後数ヶ月は精神的後遺症を経験するであろう旨を説明する。必要と思われるサポートサービスを紹介する。

## IV. 被害者が子供の場合

### 背景

12 歳から 19 歳までの年齢層の犯罪被害の割合は、他のどの年齢層よりも高くなっています（注：12 歳未満の犯罪被害のデータは収集されていないため不明）。米国医師会（American Medical Association）によると、児童虐待および遺棄で毎年約 1,100 人の子供が死亡し、14 万人の子供の傷害が報告されています。公式犯罪報告書（Uniform Crime Report）の報告では、1996 年には 18 歳未満の子供 2,000 人が殺されており、19 歳未満の子供における死因の約 17% が殺人もしくは故殺によるものです。

子供が犯罪の被害に遭った場合、日常生活への身体的・精神的適応が中断されます。さらに、犯罪後の各発達段階で何度も被害時のトラウマに対処しなくてはなりません。

子供の被害者は身体および精神面で傷を負うだけでなく、犯罪が報告されると否が応でも刑事司法システムという大変ストレスの多い大人の世界に対面せざるをえません。自分を守ることができなかったその大人が今度は自分を守り、安全な場所があり頼れる人がいることを子供に示さねばなりません。警察関係者は、この過程において重要な役割を果たし、これから子供に付いて回る深い心の傷を軽減する手助けが出来ます。

### 被害者が子供の時の対応

- 児童アドボカシーセンターなど、事情聴取は子供が安全で快適に感ずることができる場所を選ぶ。そのような場所が見つからない場合、できるだけ安心感をかもしだす場所を捜す。時間をかけて信頼関係を築き上げる。
  - 就学前（2 歳から 6 歳）の子供にとっては、そこで虐待が行われたのでない限り自宅が最も快適な場所である。また、子供が慣れている環境も考慮に入れたい。親など子供が信頼できる大人が同席するようにする。
  - 小学生（6 歳から 10 歳）の場合、親が同席するのは好ましくない。この年齢の子供は自分や親がトラブルに巻き込まれると思い、情報提供をしたがらなかつたりするからである。ただし、親などの信頼できる大人が隣の部屋など近くにいるべきである。
  - 思春期前の子供（女子は 10 歳から 12 歳、男子は 12 歳から 14 歳）の間では同年代の子供同士との交流を最優先し、親の干渉をうとましく思うので、友人や友人の親などに同席してもらうのがよい。
  - 思春期の子供（通常 13 歳から 17 歳）は、同年代の仲間を裏切ることを非常に恐れるので、周囲に同年代の子供がいない安全な場所で事情聴取するのが望ましい。

- 子供はストレスを感じると感情的に後退する傾向があり、年齢よりも幼い行為が認められることがある。8歳児が親指をしゃぶるなどがその例である。
- 被害者の年齢に適した話し方をする。自分の子供時代を思い出し、被害者と同じレベルで考える。「赤ちゃん言葉」は避ける。
- 小さな子供はしばしば自分が責められると思うので、就学前および小学生の子供には何も悪いことをしていないことをよく諭す。
- 使用する言葉にむらがないよう気をつけ、重要な情報は何度も繰り返す。
- オープンエンドの質問をし、被害者が理解しているか確かめる。
- 思春期前および思春期の子供と性に関する話をする場合、羞恥心と不十分な語彙のため会話が困難になりやすいので特に気をつける。それと同時に、小学生を含め被害者の語彙が豊富で知識をひけらかしても、必ずしも性に関する知識を有しているとは限らないことを理解する。
- 常に公平中正な態度を保ち、被害者の言うことに理解を示す。小学生は特に誉められることを喜ぶので、頻繁に被害者の態度を誉め、協力に感謝する。
- 子供の注意力の維持には限りがある。被害者が疲れ、そわそわし、機嫌が悪くなっているか注意を払う。就学前の子供の場合、一回の長い事情聴取よりも何度かに分けて行ってもよい。また、犯罪発生直後に行わず一晩やすんだ後で始めてもよいが、あまり間を空けすぎないように。この年齢の子供は、被害にあった事件の内容とその後の経験を混同することがあるからである。
- 就学前の子供には、日常モードである遊びに戻るよう勧める。遊びを通してよりリラックスでき、会話もはずむことになる。
- 被害者が事情聴取を受ける回数を制限する。事情聴取には検察、児童福祉局、地域の医療・保健機関等の適切な関連組織に一斉に集まってもらう。
- 何かを決定したり問題を話し合う場合、できるだけ被害者に参加してもらう。被害者が抱いている質問を明らかにし、忍耐強く答えていく。事情聴取の目的を伝え、次に何が起こるのかを（特に小学生に）説明することにより、子供の不安を和らげることができる。
- 被害者に思いやりといたわりを示す。自分を大切に思ってくれる大人を支えとし、子供は困難に立ち向かうことができる。

- 直接の被害者は子供であるが、家族（加害者としての家族でない）のことも忘れない。支援サービスやサポートグループの紹介、今後何が起こるかの説明、子供との接し方や話し方等の助言を行う。

## V. ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害者

### 背景

ドメスティック・バイオレンス（DV）は家庭内の問題でなく犯罪であり、警察もそのような対処の仕方を要求されます。米国司法省の統計によると、殺人の20%は家族または親密な関係にある人間の間で起こっています。さらに、殺人被害者が女性の場合、3人のうち1人が親密だった相手から殺されています。暴力を伴った女性に対する犯罪の28%が夫または男友達によって行われています。DVの統計を見ますと、50%が夫婦の間で、25%が同居中の未婚のカップルの間で起きています。殆どが男性が暴力をふるう側で、女性がその被害者となっています。

DVにおける警察の重要な役割には、1) 被害者の身柄安全の確保、2) 支援サービスの紹介を通しての支店、3) 法規に準拠した加害者の逮捕が挙げられます。

他の犯罪被害者と異なり、DVの被害者は自分の安全や生活が急に脅かされたわけではありません。かえって、被害者は身体的、精神的苦痛に長い間苛まれてきたと考えられますので、DVのケースにおいて警察が被害者を支援するにあたってできることは、限りがあるかもしれません。

### ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害者への対応

- DVの連絡を受けて現場に向かう場合、危険を伴うこともあるので二人一組体制を取るようにする。自己紹介をし、傷害の可能性があるということと呼ばれた旨を伝える。家の中に立ち入る許可を得た後、異常がないか確かめる。
- 現場到着時に暴力や口論がなくても、事情聴取する前に当事者達を別々にする。
- こちらから家族や友人に連絡して欲しいか、被害者に訊ねる。
- 被害者に対して公平中正な態度を取り、状況に関しての個人的な言及を避ける。暴力が介入する関係には様々な理由がつきものである。このような複雑な問題を抱えている場合、現場での助言は役立たない。
- 現場に子供がいなくても、家族に子供がいるか訊ね、どこにいるか確認する。DVが起った場合、子供は隠れたり匿われたりしている可能性があることを念頭におく。
- 子供には思いやりといたわりを持って接する。トラウマや精神的ダメージの徴候を調べる。DVは児童虐待と関連することもあり、子供に傷害の痕がないか確認する。

## V. ドメスティック・バイオレンス (DV) の被害者

---

- DVで告訴手続きができない場合でも、当事者達が少なくとも一晩別々に過ごすよう勧める。被害者の家庭内での安全が確かな場合、加害者に出て行ってもらうことも考える。慣行として警察は被害者に家を出るよう求めていたが、子供がいる場合など特に生活が中断される恐れがある。
- 警察の介入は問題に対処するためであり、状況を悪化させるためではないことを伝える。
- DVのシェルターと虐待された女性のための支援プログラムを紹介する。この紹介は加害者のいない場所で行う。
- DVは同性間でも起こることを念頭に入れておく。
- 記入漏れのない報告書を作成する。

## VI. 飲酒運転の被害者

米国高速道路交通安全局（NHTSA: National Highway Traffic Safety Administration）の1998年の統計によると、人が一生のうちに飲酒運転による衝突に巻き込まれる確率は10中3ということです。1998年には警察が飲酒の存在を認めた衝突で30.5万人が負傷しました。NHTSAの予測では、1999年には15,786人が飲酒運転による衝突で死亡しています。

飲酒運転による衝突事故の被害は悲惨で、その影響は長期に渡ります。米国国立精神衛生研究所（National Institute of Mental Health）は、被害を受けた5年後も多くの被害者が精神的、身体的、経済的にまだ痛手を負っていると報告しています。被害者の20%は、もう二度と普通の生活に戻れないと感じています。

飲酒運転が引き起こした傷害および死亡への対処の仕方に通じた警察官は、負傷者または死亡した被害者遺族により、最初に駆けつけて手助けしてくれた警察関係者としていつまでも記憶に残ることになります。覚えておきたいのは、飲酒運転の被害者があなた自身であったかもしれないことです。このことを踏まえ、忍耐強く謙虚さと勇気をもって対応してください。

### 飲酒運転の被害者への対応

- 被害者の精神的、身体的苦痛を軽視するような言動は慎む。「少なくとも」、「幸運でしたね」、「少なくとも、飲酒運転者がスピード運転していなくてよかったですよ」、「命があってラッキーでしたよ」等の言葉は使わない。慰めになるどころか、被害者の気分を害し、怒らすことにもなりかねない。被害者はショック状態の他、恐怖、苦痛、パニック、混乱を感じていることがあるので、「幸運な」、「ラッキーな」等の言葉はこの時点では適切さを欠く。
- 被害者である運転手が罪悪感と無力感に対処できるよう支援する。乗員が負傷や死亡した場合、運転手は土壇場の一瞬の判断や運転で事故を防げたのではと悔やむことが多い。被害者の運転手にそのような感情に理性的に対処し、事故は不可避であったらうことを認識するよう優しく励ます。土壇場の一瞬の行動というものは、事故に至るまでの複雑な経過のほんの一部でしかないことを説明する。
- 負傷の徴候がない場合でも医師の診察を強く勧める。飲酒運転による衝突により、頭蓋骨の骨折がなくても脳への損傷（閉鎖性頭部外傷）が非常に多いことを説明する。この場合、直後には何の徴候もなく衝突発生直後の対応も普通にできるのだが、脳の損傷の後遺症は、その後の被害者の生活に影響を及ぼしかねない。症状が後で出た場合、被害者も医療関係者もその症状を飲酒運転による衝突と結びつけることができないことが多い。衝突発生時の検査なしでは、問題が衝突事故と関連しているとは遂に思いつかないかもしれない。

- 飲酒運転の車両の同乗者による証言や感情が曖昧・相反するものであることを予期しておく。飲酒運転を行った側の家族や友人は、なかなか否を認めたくないものである。また、刑事訴訟になった場合のことを考えて情報提供を渋ることもある。
- 飲酒運転は犯罪、それも重犯罪であり、多くの被害者を出している事実を踏まえた言動を取る。その断固たる言動により飲酒運転の結果はその他の犯罪と同様重大であることを明確にする。飲酒運転は偶発事故ではなく犯罪である。盗難事故、強姦事故、殺人事故がないように、飲酒運転事故も存在しない。
- 被害者が感情的になり、時には敵対心に向けることもあることを念頭に置く。被害者によっては警察による飲酒運転の取締りが十分でないと感じており、そのことに言及することもある。公平中正の立場を貫き、謙虚に被害者の反応を受け止める。意見に耳を傾け、反論を唱えたりしない。注意深く耳を傾けることにより、被害者は聞いてもらっていると感ずる。被害者のショックと苦痛に理解を示すが、明らかに被害者の立場に身を置けない状況では「わかります」と言う言葉は避ける。
- 遺族が被害者の遺体との対面を希望した場合その意向を汲む。遺族にとっては、すぐにも愛する人の傍にいたいという精神的な強い欲求がある。遺族の悲しみに対して理解を示す。飲酒運転による死亡の場合、遺体の損傷が激しいことが多い。そのような遺体と対面した遺族の苦痛を考慮し、遺体との対面を断ることが賢明かと思う事もあるが、そのような拒否は遺族の悲しみを深くするばかりである。遺族に代わってまず遺体をあらため、状況を伝える。それでも遺族が遺体との対面を希望するならば、そのように取り計らう。遺体が葬儀場に送られる前のありのままの状態に触れることは、遺族が愛する人に別れを告げる機会となる。遺体との対面は、被害者の死を受容する過程を始める助けとなる。
- 言葉は注意して選ぶように。飲酒運転による死亡では、「亡くなった」と「殺された」の間には遺族にとって大きな違いがある。「亡くなった」では被害を無視したことになり、「殺された」ではむやみに命が奪われたというニュアンスが強調される。
- 洋服や貴重品等の被害者の身辺品を現場で捜し保管する。飲酒運転による被害に対処した刑事司法システムへの満足度の調査報告では3分の2が警察の捜査に満足していると回答している。しかし、被害者の身辺品を十分保護していないという意見が多くあり、そのことにより遺族が傷ついたり、苦々しく思ったりしている。
- さらにどのように飲酒運転の被害者遺族のニーズに対応できるかについては、事項の「殺人被害者の遺族」を参照。

## VII. 殺人被害者の遺族

殺人被害者はひとりではありません。ある日突然愛する人が殺されたと告げられても、遺族は途方にくれるばかりでしょう。遺族は喪失感を伴うショックとなぜ殺されなければいけないのかという行き所のない怒りに苦しみます。殺人により自分達が生きてきた世界が崩れ、社会の秩序と正義に対する信頼が揺らぎます。

殺人被害者の遺族にとって一番の苦痛は被害者の死が伝えられた時だと、遺族は語ります。つまり、警察にとっては家族への告知が一番困難な任務のひとつとなるわけです。不適切な告知では遺族の悲嘆の過程をいたずらに引き延ばし、事件から立ち直る機会を遅れさせることになります。適切な告知をもって遺族の信頼を勝ち得て、新しい人生を築けるよう支援します。

### 殺人被害者の遺族への対応

- 告知をする前に殺人の起こった状況の詳細を把握しておくこと。当然、遺族は愛する人がどのように亡くなったか詳しく知りたいと思う。
- 遺族が被害者のことを知らないといった場合、身元確認を裏付ける証拠を提示する。麻薬取引に関わっていたり、婚外交渉やホモセクシュアリティなど被害者が遺族の知らない生活を送っていた可能性もあるので慎重に。
- 告知をする前に被害者の遺族を調べ、一番適切な近親の遺族にまず連絡を取る。
- 告知は会って口頭で告げる。
- 二人一組で告知を行う。牧師や危機介入センターを通して死亡告知のトレーニングを受けた地域のボランティアに連絡を取ってもよい。全米被害者支援組織（National Organization for Victim Assistance、米国内フリーダイヤル 1-800-879-6682）が地域のボランティアを紹介してくれることもある。
- 殺人被害者の身辺品を告知の際に持参しない。
- 告知はプライベートな場所で自分と遺族が座ってから切り出す。
- 遺族の許に到着後、関係のないおしゃべりは慎む。訪問の理由や被害者の死亡の告知を引き延ばさないで述べる。死亡に関して「奥様を失われました」、「ご主人は先立たれました」等の婉曲な言い回しをしない。誠意を持って直裁で曖昧さがない告知を心掛ける。

例えば、「悲しいニュースをお伝えするためお伺いいたしました。お宅のお嬢さんは車に乗っているところを襲われ殺されました。大変お気の毒です」のように述べる。

- こちらから他の家族や友人に連絡して欲しいか、遺族に訊ねる。
- 告知を行うのは二人一組の一人に任せる。もう一人は遺族の危険な対応（遺族また警察関係者にとって）があるか様子を見る。
- どんなに激しく、また逆に静かなものであっても、遺族の反応に意見をはさまず、遺族の気持ちを測って受け止める。ヒステリックに泣き出したり、叫んだり、気絶したり、だまって座りつづけていたり、ショックに陥ったり、その反応は様々である。
- 法の執行の体現者として警察に向けられる遺族の敵意を受け止める心構えをする。防御的になったり、礼を失した言動を控える。
- 遺族の深い悲嘆を慮って対応するが、当然理解できない立場にあるときに「わかります」と言ったりしない。
- 被害者と遺族に敬意を表して被害者の名前を使う。「被害者」や「お亡くなりになった方」という言葉を慎む。
- 遺族の話に耳を傾け、質問に答える。
- 遺族の要請を受けて、被害者の他の遺族へ電話連絡を行う。可能であれば、電話による告知を行う前に遺族の傍らにいてのことのできる人間を手配する。それが不可能であれば、電話で告知をする前に遺族に座ってもらうように伝える。告知後、遺族に付き添える近隣者、友人または危機介入カウンセラーに連絡してもいいか許可を取る。個々の連絡先に、他に連絡が回っている人々の名前を伝える。
- 被害者の個人的、宗教的または非宗教的な死の理解を尊重する。個人的な死の考えを相手に押し付けない（「〇〇さんは、今よりよい所へと旅立ったのです」等）。
- 遺族に皆が様々な悲しみの過程を経験することを説明し、互いに理解を示し助け合っていくよう励ます。
- 遺族の許を離れる前に、誰か他の人が遺族に付き添えるか確認し、サポートサービスの連絡先を持っているか確認する。

## VIII. 全米の被害者ホットライン

必要に応じて下記の番号を被害者に提供してください（「800」は米国内のフリーダイヤル）。

### Battered Women's Justice Project

（虐待された女性に対する司法プロジェクト）

(800) 903-0111

### Bureau of Indian Affairs, Indian Country Child Abuse Hotline

（アメリカ先住民族居住地における児童虐待ホットライン）

(800) 633-5155

### Childhelp USA/Forrester National Abuse Hotline

（チャイルドヘルプ USA＝児童虐待ホットライン）

(800) 422-4453, (800) 222-4453（聾唖者用通信機器）

### Family Violence Prevention Fund/Health Resource Center

（家庭内暴力防止基金/保健資料センター）

(800) 313-1310

### Justice Statistics Clearinghouse

（司法統計情報センター）

(800) 732-3277

### Juvenile Justice Clearinghouse

（少年司法情報センター）

(800) 638-8736

### Mothers Against Drunk Driving

（マザー・アゲinst・ドラック・ドライビング＝飲酒運転撲滅を目指す母親の団体）

(800) 438-6233

### National Center for Missing and Exploited Children

（失踪・虐待児童の全米ネットワーク）

(800) 843-5678, (800) 826-7653（聾唖者用通信機器）

National Center for Victims of Crime

(全米犯罪被害者センター)

(800) 394-2255

National Children's Alliance

(全米児童同盟)

(800) 239-9950

National Clearinghouse for Alcohol and Drug Information

(全米アルコール・薬物情報センター)

(800) 729-6686, (800) 487-4889 (聾啞者用通信機器)

(800) 735-2258 (聴覚に障害がある方用)

National Clearinghouse on Child Abuse and Neglect

(800) 394-3366

(全米児童虐待・遺棄情報センター)

National Criminal Justice Reference Service

(全米犯罪司法情報サービス)

(800) 851-3420, (800) 787-3224 (聾啞者用通信機器)

National First Response and Information Hotline

(犯罪発生直後介入と情報に関する全米ホットライン)

(800) 876-7060

National Organization for Victim Assistance

(全米被害者支援組織)

(800) 879-6682

National Resource Center on Domestic Violence

(全米ドメスティック・バイオレンス資料センター)

(800) 537-2238, (800) 553-2508 (聾啞者用通信機器)

Office for Victims of Crime Resource Center

(犯罪被害者資料センター)

(800) 627-6872, (877) 712-9279 (TTY=テレタイプライター)

**Parents of Murdered Children**

（殺された子供達を持つ親の会）

(888) 818-7662

**Rape, Abuse & Incest National Network**

（全米レイプ、虐待、近親相姦ネットワーク）

(800) 656-4673

**Resource Center on Domestic Violence, Child Protection, and Custody**

（ドメスティック・バイオレンス、児童保護と親権に関する資料センター）

(800) 527-3223

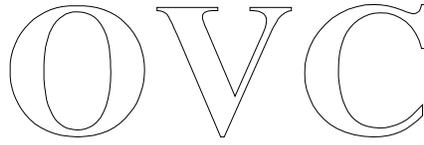
## IX. 被害者サービス提供組織

下記の公共機関および民間団体は、被害者に対し無償サービスを提供しております。

機関/団体名	電話番号
法執行機関	
保安官事務所	
警察署	
その他	
司法機関	
検察庁	
被害者・証人援助局	
裁判所	
州補償・援助局	
その他	
ソーシャルサービスおよびサポートグループ	
メンタルヘルスサービス	
薬物・アルコール治療センター	
児童・成人保護サービス	
サポートグループ	
緊急サービス	
危機介入センター	
レイプ・クライシス・センター	
シェルター	
記：	

提供されたサービス
法執行機関
司法機関
ソーシャルサービスおよびサポートグループ
緊急サービス
記：

（作成：全米保安官協会）



## 犯罪被害者局

---

犯罪発生直後における被害者への対応

犯罪被害者への対応と支援に関する警察関係者向けハンドブック

被害者が高齢の場合

性犯罪の被害者

被害者が子供の場合

ドメスティック・バイオレンス (DV) の被害者

飲酒運転の被害者

殺人被害者の遺族

ハンドブックのお求め・お問い合わせ

犯罪被害者資料センター (Office for Victims of Crime Resource Center)

P.O. Box 6000, Rockville, MD 20849-6000

1-800-627-6872 (米国内フリーダイヤル) または 1-301-519-5500

1-877-712-9279 (TTY=テレタイプライター)

オンラインでもお求めいただけます

[www.puborder.ncjrs.org](http://www.puborder.ncjrs.org)

ご質問・お問い合わせ送付先 E-mail: [askovc@ojp.usdoj.gov](mailto:askovc@ojp.usdoj.gov)

このサービスに関するご意見等の送付先 E-mail: [tellncjrs@ncjrs.org](mailto:tellncjrs@ncjrs.org)

出版物番号 (NCJ 189631)